

労務費のキホン

早わかり & 計算例付き

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



労務費とは？——人件費との違いと分類

人件費との違い

労務費とは、人件費のうち「**製品の製造**」にかかった部分を指します。製造部門の従業員に支払う賃金・給料が該当し、**製造原価**に算入されます。一方、営業や管理部門の従業員にかかる費用は「人件費」として販売費及び一般管理費に計上されます。

	労務費	人件費
対象部門	製造部門	営業・管理部門
計上先	製造原価	販売費及び一般管理費
具体例	工場作業員の給与・賞与	営業担当や経理の給与

直接労務費と間接労務費の違い

労務費は、製品との紐づきが明確かどうかで「直接労務費」と「間接労務費」に分かれます。

※ 直接工が機械の修繕や清掃など製造以外の作業を行った時間は、間接労務費として扱います。

■ 具体例

区分	意味	主な例
直接労務費	直接工が製品製造に直接携わった際の賃金	製品Aの組立作業にかかった賃金
間接労務費	製品ごとの紐づけが難しい労務費	手待賃金・休業賃金・賞与手当・法定福利費

■ 労務費の主な内訳

項目	意味
賃金	製造部門の従業員の給与（残業・休日出勤の割増分含む）
雑給	パート・アルバイトなど時給で働く人の給与
従業員賞与手当	賞与、通勤手当、扶養手当などの各種手当
退職給付費用	従業員の退職に備えて計上する引当金の繰入額
法定福利費	健康保険・厚生年金・労働保険の会社負担分

労務費の計算方法と計算例

直接労務費の計算

直接労務費は、まず1時間あたりの単価である「**賃率（ちんりつ）**」を求め、それに製品ごとの作業時間を掛けて算出します。

- 賃率 = 直接工の賃金 ÷ 直接作業時間
- 直接労務費 = 賃率 × 製品の直接作業時間

前提条件 直接工の当月賃金総額 400,000円、当月の直接作業時間 200時間

➡ 製品Aの直接作業時間：120時間 ➡ 製品Bの直接作業時間：80時間

Step 1 ● 賃率 = 400,000円 ÷ 200時間 = @2,000円/時間

Step 2 ● 製品Aの直接労務費 = @2,000円 × 120時間 = **240,000円**

● 製品Bの直接労務費 = @2,000円 × 80時間 = **160,000円**

間接労務費の計算

間接労務費は、対象となる項目の金額を合計して求めます。また、「労務費全体 - 直接労務費」でも算出できます。

- 間接労務費 = 各間接費目の合計
- または
- 間接労務費 = 労務費総額 - 直接労務費

間接労務費の合計 = 50,000 + 10,000 + 300,000 + 80,000 + 60,000 = **500,000円**

項目	金額
間接作業賃金（修繕・清掃など）	50,000円
手待賃金（停電・材料待ち等）	10,000円
工場監督者の給料	300,000円
従業員賞与手当（通勤手当等）	80,000円
法定福利費（社会保険の会社負担分）	60,000円

※ この例で労務費全体が900,000円の場合、「900,000 - 400,000（直接労務費） = 500,000円」でも検算できます。

労務費率——建設業での活用場面

「労務費率」とは、請負金額に対する賃金総額の割合です。主に建設業の労災保険料算定に用いられます。建設業では現場ごとに加入が求められるため、請負金額に労務費率を掛けて賃金総額を算出し、そこに労災保険料率を乗じて保険料を求めます。

労災保険料 = 請負金額 × 労務費率 × 労災保険料率

例 建築事業（労務費率 23%）で請負金額 5,000万円の場合

➡ 賃金総額 = 5,000万 × 23% = **1,150万円** …この額に保険料率を乗じます

※ 労務費率は工事の種類ごとに法律で定められており、定期的に見直しが行われます。令和6年度の主な例：建築事業 23%、舗装工事業 17%、道路新設事業 18%など。

最新動向：押さえておきたい制度改革

01

改正建設業法と「標準労務費」 （令和7年12月全面施行）

中央建設業審議会が作成する「標準労務費」を著しく下回る見積りや請負契約が禁止されました。違反時は勧告・公表の対象となります。

02

公共工事設計労務単価の 上昇

令和7年3月適用の全国全職種平均は**24,852円（前年度比+6.0%）**で、13年連続の引き上げです。労務費の水準は今後も上昇基調が見込まれます。

03

雇用保険料率の引き下げ （令和7年度）

一般の事業は1.35%、建設業は1.75%と、前年度から引き下げとなりました。労務費の管理にあたっては、これらの法制度の変更点も確認しておきましょう。